

職業紹介事業運営のルールを守りましょう！

職業安定法や関連省令・指針を遵守し、人材のマッチングを円滑に

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって、人材紹介会社を利用し、職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生しています。

このような問題を未然に防ぐため、事業者の情報提供の義務付けや適切な業務運営のためのルールの整備がなされています。

今一度、職業紹介事業運営のルールをご確認のうえ、許可事業者として求人者や求職者に信頼される円滑な人材のマッチングを行ってくださいますようお願いいたします。

職業紹介事業者は以下の事項を遵守してください

- 自らの紹介で就職した人※に対して、**就職した日から2年間は、転職の勧奨を行ってはいけません。**（※無期雇用契約に限る）
- 紹介手数料に関しては、**返戻金制度を設けることが望まれます。**
- 求職者、求人者双方に対し、**手数料の明示が必要です。**
- 求職申し込みの勧奨を、**職業紹介事業者が金銭等を提供することによって行うことは好ましくありません。**
「お祝い金」その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することにより行ってはいけません。
- 職業紹介事業者は、職業安定法第32条の16 第3項により、以下の情報提供が義務づけられています。厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」に提供してください。

人材サービス総合サイト（厚生労働省運営）

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>



情報提供する項目（例）

- ・ 紹介による就職者の数および就職者の数のうち無期雇用就職の者の数＜過去2年分＞
- ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6か月以内に離職した者（解雇されたものを除く）の数＜過去2年分＞
- ・ 手数料に関する事項（手数料表の内容）
- ・ 返戻金制度（短期間で離職した場合に手数料を返金する制度）の有無や内容
- ・ その他、得意とする分野など（職業紹介事業者が任意で掲載）

- ・ 職業紹介事業の運営に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局 需給調整事業担当課室（連絡先は裏面に記載）へご連絡ください。
- ・ 求人企業向けには「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口を設置しています。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 ・ 都道府県労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	長 野	需給調整事業室	026-226-0864	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
山 形	需給調整事業室	023-676-4618	静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	愛 知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高 知	職業安定課	088-885-6051
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	三 重	需給調整事業室	059-226-2165	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	京 都	需給調整事業課	075-241-3225	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	大 阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
東 京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637
富 山	需給調整事業室	076-432-2718	島 根	職業安定課	0852-20-7017			

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

医療・介護・保育分野の適正事業者認定制度のご紹介

厚生労働省では、一定の基準を満たした職業紹介事業者を適正事業者と認定する「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」を実施しています。認定取得によるメリットもありますので、ぜひご検討ください。

認定取得によるメリット

- 厚生労働省から求人者への認定事業者の周知
- 特設ウェブサイト上での公表
- 認定マークの付与 など



申請条件、認定基準の確認やお問い合わせ

医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度特設ウェブサイト

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



医療介護保育 適正

